

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		費用の徴収
根拠条例・規則名		さいたま市自転車等放置防止条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課（車両対策事務所） （電話：048-829-1399）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	市長は、第 10 条第 1 項の規定による自転車等の撤去、同条第 4 項の規定による保管、前条第 2 項の規定による自転車等の売却その他の措置に要した費用として別表に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、当該自転車等の利用者等が自転車等の撤去前に警察署長に盗難届を提出した場合その他市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。 別表(第 13 条関係) 区分 費用 自転車 1 台につき 1,000 円 原動機付自転車 1 台につき 2,000 円
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 0 年 4 月 1 日最終改正
備 考		